

為替特約付外貨定期預金規定

1. (外貨預金の取扱)

この預金については、通帳の発行はいたしません。お預りの預金は「外貨定期金お取引明細書」にお取引内容を記載し交付しますので「外貨預金お取引明細帳」に綴り込んで保管してください。

2. (用語の定義)

この取引において使用する用語は次のとおりとします。

- (1) 為替特約：満期時に円貨で払戻す場合の為替相場を預入日における預入通貨の当行仲値とする特約をいいます。なお、同一営業日において、公表相場が変更された場合の仲値は、当行が最初に公表する相場の仲値とします。
- (2) 預入通貨：この預金の通貨とします。
- (3) 申込日：この預金の申込を当行が受付けた日とします。
- (4) 預入日：この預金を作成する日とします。
- (5) 預入相場：預入日にこの預金を作成する為替相場とします。円貨によりこの預金の預入を行う場合に、円貨を預入通貨に換算する為替相場は、預入通貨の仲値を適用します。なお、同一営業日において、公表相場が変更された場合の仲値は、当行が最初に公表する相場の仲値とします。
- (6) 特約判定相場：満期日の払戻し通貨を決める際に基準となる為替相場で、預入日に決定します。
- (7) 判定日相場：この預金の満期日 2 営業日前の東京時間午後 3 時の東京外国為替市場における直物為替相場とします。
- (8) 満期日：この預金の期日とします。
- (9) 営業日：当行が営業を行っている日とします。

3. (取扱日)

この預金は、当行の営業日にのみ預入または解約ができます。ただし、外国為替市場が閉鎖しているときには、預入または解約ができないことがあります。

4. (取扱店の範囲)

この預金は口座を開設した取引店に限り預入れ、解約ができます。

5. (預金の変更、取消)

- (1) この預金に関する、取引日、金額、利率、外国為替相場、外国為替先物予約等の取引条件について、いったん合意したうちは、当該取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生するいっさいの手数料、費用、損害金等を直ちにお支払いください。

6. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
- (2) この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入期間、利率および当行所定の付利単位によって計算します。
- (2) この預金の付利単位は預入通貨の 1 通貨単位とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

8. (満期時の払戻し)

この預金の元利金は満期時に次のいずれかによって払戻します。

- (1) 判定日相場が、預入時に定めた特約判定相場より円安の場合には、満期日に税引後外貨元利金を預入相場で円貨に換算して、あらかじめ指定された円預金口座に入金するものとします。
- (2) 判定日相場が、預入時に定めた特約判定相場と同一もしくは特約判定相場より円高となった場合には、満期日に税引後外貨元利金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金するものとします。

9. (払戻し方法の決定)

- (1) 判定日相場が特約判定相場に到達したかどうかの判定は、当行が市場において取引可能な市場実勢にもとづいて決定いたします。また、当行にて特約判定相場に達したことを証明する書面等は発行しません。
- (2) 特約判定相場到達の判定は判定日相場にて行い、それ以外の預入日以降満期日までの間、為替相場が特約判定相場以上の円高となっても判定に影響ありません。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 12 条第 5 項第 1 号、2 号 a. から e. および第 3 号 a. から e. のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 12 条第 5 項第 1 号、2 号 a. から e. または第 3 号 a. から e. の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第 1 項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第 1 項から第 3 項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前三項の取引等の制限を解除します。

12. (満期日前の解約)

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における預入通貨の当行所定の普通預金利率によって計算した利息を元金とともにあらかじめ指定された満期日の元利金入金指定口座の外貨普通預金口座に入金します。この場合、預金者は満期日前解約による損害金および実費用が発生した場合の費用を直ちに支払うものとします。
- (2) 満期日前解約による損害金は、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要するいっさいの費用を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。

損害金＝元利金（注１）×１通貨あたりの再構築コスト（注２）

（注１）元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金

（注２）再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替取引および通貨オプションの取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は０とします。

- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、公的な本人確認書類とともに当店に提出してください。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第 18 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 11 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第 11 条 1 項から第 3 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第 1 号から第 6 号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なおこの解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - e. その他前 a. から d. 各号に準ずる行為

13.（預金の満期日以後の取扱い）

この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの期間について解約日における預入通貨の当行所定の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

14.（取扱店の変更）

この預金については、取扱店を変更することはできません。

15.（届出事項の変更等）

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面にて取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い額は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

16.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた被害については当行は責任を負いません。

17.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも書面によって取引店に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、書面によって取引店に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

18.（譲渡、質入の禁止）

- (1) この預金や預金契約上の地位その他この取引にかかわるいっさいの権利は、譲渡、質入その他第三者の権利を設定することまたは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

19.（差引計算等）

- (1) 当行に対し弁済期の到達した債務（損害金およびその他関係費用を含む）を負担しているときは、この預金の期限のいかににかかわらず、当行はこの預金の元本および利息をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に転換できるものとします。
- (3) 前二項による差引計算にてこの預金を満期前に解約する場合は、解約にともない生じた損害金および実費費用が発生した場合の費用を第 12 条第 2 項と同様に申し受けます。

20. (先物外国為替取引)

第8条第2項より満期日に外貨での払戻しが確定するまでは、この為替特約の他に通常の先物外国為替取引(注33)を締結することはできません。
(注3) 先物外国為替取引：税引後の元利金を円貨に交換する際に適用する外国為替相場の予約

21. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、公的な本人確認書類とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時における当行所定の換算相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きにおいて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

22. (外国政府等における重要な公的地位の該当有無)

お客さままたは法人の実質的支配者が、次の(1)、(2)に定める外国政府等における重要な公的地位を有する方(並びに過去に有していた方)およびその家族に該当する場合は、当行本支店の窓口まで申し出てください。該当する場合は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認資料のご提示等をお願いする場合があります。

- (1) 外国政府等における重要な公的地位
外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関における重要な地位(本国における内閣総理大臣、その他国務大臣及び副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長、中央銀行役員、予算について国会の議決・承認を要する法人の役員など)
- (2) 家族の範囲
配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子
- (3) 法人の実質的支配者とは次に該当する個人をいいます。
 - ① 本多数決法人の場合(株式会社、投資法人、特定目的会社等)
 - a. 25%超の議決権を直接または間接に保有している個人
(注4) 当該個人が資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合、または50%超の議決権を直接または間接に保有している個人がいる場合を除きます。
 - b. 上記 a. に該当しない場合は、出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活に支配的な影響力を有すると認められる個人
 - c. 上記 a b. いずれも該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人
 - ② 資本多数決法人以外の場合(一般社団・社団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持株会社(合名会社、合資会社および合同会社等))
 - a. 法人の事業から生ずる収益・財産総額の25%超の収益または財産の分配をうける権利を有していると認められる個人(注5)、または出資・融資・取引その他の関係を通じて法人の事業活動に支配的な営業力を有すると認められる個人
(注5) これら個人が当該法人の事業経営を実質的に支配する意思・能力を有しないことが明らかな場合、または法人の事業から生ずる収益・財産総額の50%超の収益または財産の分配を受ける権利を有していると認められる個人がいる場合を除きます。
 - b. 上記 a. に該当しない場合は、法人を代表し業務を執行する個人
- ③ 留意事項
実質的支配者が国・上場企業等またはその子会社の場合はこれらを「個人」と見做します。

23. (預金保険)

この預金は預金保険制度の対象外です。

24. (適用法令)

この預金は、この規定によるほか外国為替に関する法令が適用されます。

25. (準拠法・裁判所管轄)

この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金、為替予約、ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

26. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020.4.1 現在)